

〈翻訳〉

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続を緩和したトランプ政権下の指針 (Principles, Standards, and Procedures for U.S. Direct Action against Terrorist Targets: PSP) について

三宅 裕一郎

〈解説〉

(1) 現在アメリカが諸外国におけるテロリスト掃討作戦の中で重点的に採用している、無人攻撃機を用いた「標的殺害」作戦（ドローン攻撃）の頻度は、オバマ (Barack H. Obama) 政権下で顕著に増加した。それに伴い、無辜の一般市民が巻き込まれ多数の犠牲者が生じるようになり国内外からの批判が強まったことを受けて、2013年5月22日、第2次オバマ政権はそのような作戦の透明性を図るために、「アメリカの領域外及び現に敵対行為が進行している地域外」において攻撃対象となる標的の選定基準とその作戦を承認するための手続を策定することで、アメリカによるドローン攻撃への批判に対処しようとした。それが、策定後しばらくは機密扱いとされたものの、後にアメリカ自由人権協会 (American Civil Liberties Union: ACLU) が提起した情報公開請求訴訟の結果⁽ⁱ⁾その内容が一部を除き公開された「大統領政策指針 (Presidential

(i) Am. Civil Liberties Union v. Dep't of Justice, 2016 WL 8259331 (S.D.N.Y. Aug. 8, 2016), *vacated by* 894 F.3d 490 (2d Cir. 2018).

Policy Guidance: PPG)」である⁽ⁱⁱ⁾。

このPPGの大きな特徴は、①攻撃対象となるテロリストの標的として、アメリカに対する継続的で差し迫った脅威を提起するテロ容疑者（テロ組織の幹部）に照準を合わせ、②標的の選定及び作戦の承認にあたり、作戦を行う省庁間の高官レベルにおける厳格な審査手続を採用したというところにあった。

(2) ところが、2017年1月に発足したトランプ (Donald J. Trump) 政権は、このPPGに代わる新たな指針の策定を行った。それが、ここで紹介する「テロリストの標的に対するアメリカの直接行動に関する原則、基準、及び手続」と題する指針（以下、PSP）である⁽ⁱⁱⁱ⁾。もっとも、PSP策定の動静がメディアによってたびたび報じられる一方、トランプ政権はPSPの存在そのものさえ認めることはなかった。

しかし、同12月にACLUとニューヨークタイムズがその公開を求める情報公開請求訴訟を提起し、2020年9月29日にニューヨーク州南部地区連邦地方

(ii) Presidential Policy Guidance, Procedures for Approving Direct Action against Terrorist Targets Located outside the United States and Areas of Active Hostilities (May 22, 2013), *transcribed in* JAMEEL JAFFER, THE DRONE MEMOS: TARGETED KILLING, SECRECY, AND THE LAW 225-252 (2016). この邦訳については、拙訳「アメリカ合衆国による『標的殺害 (targeted killings)』作戦を承認するための手続を定めたオバマ政権下の大統領政策指針 (Presidential Policy Guidance: PPG) について」『愛知大学法学部法経論集』第229号 (2021年) 57頁以下。

(iii) Principles, Standards, and Procedures for U.S. Direct Action against Terrorist Targets, *available at* https://www.aclu.org/sites/default/files/field_document/2021-4-30_psp_foia_final.pdf

なお、この後みていくように、オバマ政権下のPPGをトランプ政権が変更しようとした最大の目的は、ドローンの操縦者やその司令官が、作戦開始にあたって従わなければならない「官僚的な手続」を簡素化することにあったことはいうまでもない。See Patrick J. Keenan, *Drones and Civilians: Emerging Evidence of the Terrorizing Effects of the U.S. Drone Programs*, 20 SANTA CLARA J. INT'L L. 1, 21 (2021).

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

裁判所が公開を命じる判断^(iv)を行ったことを受け、2021年4月30日、後継のバイデン (Joseph R. Biden Jr.) 政権がついに PSP の公開に踏み切った。

(3) もっとも、公開されたトランプ政権の PSP は、重要と思われる多くの箇所がオバマ政権の PPG 同様マスキングされているため、その全容を正確に把握することは容易ではない。しかしながら、先述した PPG の大きな特徴点である①と②は少なくとも PSP では除外されており、ここからだけでもアメリカによる「標的殺害」作戦の要件がかなり緩和されたことをみてとることができよう^(v)。

また、PSP が公開される前のメディア報道によれば、文民保護の目的で PPG が課した、標的に対して攻撃を行うためには一般市民に犠牲を生じさせないことが「ほぼ確実 (near certainty)」でなければならないとの要件について、PSP がそれを「合理的にみて確実 (reasonable certainty)」であれば可能とする形に緩和したとも報じられた^(vi)。ただし、PSP の公開されている範囲をみる限りではそのような変更を示す箇所は見当たらず、少なくとも第2節 C. (122-123頁) では、「非戦闘員」の保護との絡みで“near certainty”の文言は残っている。

しかしながら、PSP の全体構造からみると、「標的殺害」作戦を遂行する

(iv) Am. Civil Liberties Union v. Dep't of Defense, F.Supp.3d 250 (S.D.N.Y. 2020).

(v) 国際人道法における文民保護のための戦闘員と文民の識別性原則の観点から PSP の問題性を指摘するものとして、Maria Chrysanthem, Note, *Who's Off Limits?: How Inconsistent Interpretation of the Imminence Requirement under Article 51 of the UN Charter and Ineffective Accountability Protocols Expand Who Can be Targeted and When under the United States Targeted Killing Program*, 45 FORDHAM INT'L L.J. 105, 143 (2021).

(vi) See, e.g., Charlie Savage, *Will Congress Ever Limit the Forever-Expanding 9/11 War?*, N.Y. TIMES (Oct. 28, 2017), <https://www.nytimes.com/2017/10/28/us/politics/aumf-congress-niger.html>; Charlie Savage & Eric Schmitt, *Biden Quietly Limits Drone Strikes Away from War Zones*, N.Y. TIMES (Mar. 4, 2021), <https://www.nytimes.com/2021/03/03/us/politics/biden-drones.html>

機関が遵守すべき最低限の作戦上の原則を列挙した補遺 A には一切 “near certainty” の文言は見当たらず、さらには第 2 節 C. 直前の同 B. のマスキング箇所にてこれまで報じられてきたような “reasonable certainty” への緩和化が含まれているのではないかと、との有力な指摘もある^(vii)

なお、バイデン政権は、政権発足直後にトランプ政権の PSP の効力を停止しその見直し作業に着手した^(viii)。そして 2022 年 10 月、バイデン大統領がついに、これまでよりもドローン攻撃や奇襲攻撃 (commando raids) を厳格に制限する新たな指針 (バイデン政権発足直後に策定された暫定的な制限を公式化したもの) に署名したことが報じられた。しかし、「大統領政策覚書 (presidential policy memorandum: PPM)」と称されるというその内容は、やはり機密扱いとされるようである^(ix)。

(vii) ACLU の国家安全保障プロジェクトの長を務めるシャムシ (Hina Shamsi) の分析による。Hina Shamsi, *Trump's Secret Rules for Drone Strikes and Presidents' Unchecked License to Kill*, JUST SEC. (May 3, 2021), <https://www.justsecurity.org/75980/trumps-secret-rules-for-drone-strikes-and-presidents-unchecked-license-to-kill/>

なお、PSP の見直しにあたったバイデン政権の高官が、トランプ政権下では、標的を攻撃する際の女性や子どもへの被害回避の可能性については “near certainty” の要件が維持されたものの、成人男性の被害回避については単に “reasonable certainty” であれば可能とする緩やかな要件が用いられていたことを明らかにしたとも報じられている。Charlie Savage, *Trump Rules for Drone Strikes Are Disclosed*, N.Y. TIMES (May 2, 2021), <https://www.nytimes.com/2021/05/01/us/politics/trump-drone-strike-rules.html>

(viii) Ellen Nakashima & Missy Ryan, *Biden Orders Temporary Limits on Drone Strikes outside War Zones*, WASH. POST (Mar. 4, 2021), https://www.washingtonpost.com/national-security/biden-counterterrorism-drone-strike-policy/2021/03/04/f70fedcc-7d01-11eb-85cd-9b7fa90c8873_story.html

(ix) Charlie Savage, *White House Tightens Rules on Counterterrorism Drone Strikes*, N.Y. TIMES (Oct. 7, 2022), <https://www.nytimes.com/2022/10/07/us/politics/drone-strikes-biden-trump.html>

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

(4) このような動向ばかりに注目が集まる中、ここで別の角度から注目しておきたいのは、「標的殺害」作戦を始めとして秘密のベールに包まれがちなアメリカの外交安全保障政策に対するアメリカ市民の粘り強い批判的取り組みの存在である。

2021年6月30日には、国際的に活動する諸外国の組織を含む113もの著名なNGOや市民グループが、バイデン大統領に対し、ドローン攻撃を含む戦闘地域外での不法な殺傷作戦の終結を求める書簡を送っている^(x)。また、2022年8月10日には、同5月に明るみになったソマリアにおけるアメリカの軍事作戦計画の拡大を契機として、ACLUや憲法権利センター (Center for Constitutional Rights: CCR) などの26のNGO及び市民グループが、やはりバイデン大統領に対して、「標的殺害」作戦を始めとするアメリカの対テロ作戦に関する指針の見直しをめぐり透明性と説明責任を求める書簡を送っている^(xi)。

ともすればアメリカの軍事作戦の事実だけが国際的に喧伝される中で、あまり知られることのないこのようなアメリカ国内での動きは、アメリカの軍事に対する民主的・立憲的統制のトリガーとなる潜在的な可能性を秘めたものと評価しうるのかもしれない。

(5) 同様に、PSPやPPGなどを白日の下にさらす引き金となった情報公開請求訴訟を始めとするアメリカ国内での憲法訴訟の存在も、非常に興味深いものといえよう。もちろん、アメリカでもこのような分野における訴訟は、ほとんど直接的な成果につながることはないといってよい^(xii)。けれども、このよう

(x) Coalition Letter Calls for End to U.S. Lethal Strikes Abroad (June 30, 2021), *available at* https://www.aclu.org/sites/default/files/field_document/ngo_letter_to_president_biden_on_lethal_strikes_final.pdf

(xi) Coalition Letter Calls for Transparency and Accountability in Biden Administration's Counterterrorism Review (Aug. 10, 2022), *available at* https://www.aclu.org/sites/default/files/field_document/us_ct_review_somalia_letter_final_1.pdf

(xii) アメリカの「標的殺害」作戦に関する機密文書の公開を求める情報公開請求訴訟

な訴訟による「一石」が、例えばアメリカの「標的殺害」作戦に対する世論の関心や批判を喚起し、結果として関連する機密文書のリークという波及効果をもたらすことにつながったというケースも確かに存在するのである。

例えば、イエメンに潜伏しアメリカへの深刻なテロ攻撃を継続的に行ってきた「アラビア半島のアルカイダ (Al-Qaeda in the Arabian Peninsula: AQAP)」の上級指導者で、アメリカ国籍をもつアンワル・アウラキ (Anwar al-Aulaqi) に対する「標的殺害」作戦をめぐることは、2009年にアウラキの父親が原告となりこの作戦の差し止めを求める訴訟が提起された。だが、最終的にその訴えは原告適格の欠如と「政治問題 (political question)」を理由として退けられ^(xiii)、2011年9月30日、アウラキはイエメンでアメリカのドローン攻撃によって殺害されてしまう。

しかしながら、この訴訟とアウラキの死を契機として、その後アメリカ国内外ではメディアを通じて「標的殺害」に対する関心と批判が高まり、それがやがてアメリカ国籍をもつ個人に対する「標的殺害」の法的根拠に関する政府機

にもしばしば携わってきた、コロンビア大学ナイト修正1条研究所 (Knight First Amendment Institute) のジャファー (Jameel Jaffer) は、機密文書の公開をもたらした訴訟についてさえ、次のように悲観的な見解を述べている。「全体として FOIA (アメリカ情報自由法) 関連事件における司法判断は、ドローン作戦をとりまく機密性に対してはマージナルな効果しかもたなかった。多くの場合、アメリカ政府自身が、なにを公開しなにを機密扱いするかを決定した。裁判所が情報の公開をアメリカ政府に対して強制した事例のほとんどでは、公開を差し控えようとした情報についてアメリカ政府がすでに『公的に承認した』と結論づけた後に、つまり、当該情報はすでに公開されたと結論づけた後に限り、裁判所はアメリカ政府に対し、公開の強制を行ったに過ぎない」。JAFFER, *supra* note ii, at 35.

けれども、ACLU や CCR の法律家、ニューヨークタイムズの記者などによる度重なる情報公開請求訴訟が引き金となって、「標的殺害」作戦に対する世論の関心が集まっていったことも事実であり、そのような中でアメリカ政府に対し機密文書の公開を命じる司法判断が勝ち取られたことには、依然として大きな意義があるといえよう。

(xiii) Al-Aulaqi v. Obama, 727 F. Supp. 2d 1 (D.D.C. 2010).

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

密文書^(xiv)のリークや、それらを受けたオバマ政権による PPG の策定へとつながっていく。つまり、*Al-Aulaqi v. Obama* 事件判決が「残した最も重要な教訓のひとつとは、司法部が執行府の特権に踏み込むことについては依然として慎重であるけれども、一見すれば希望のない訴訟でさえ、長きにわたるテロとの戦いにおいて、執行府に対する世論によるなんらかのチェックの条件を生み出すことができる、ということであるのかもしれない」^(xv)のである。

【付記】 翻訳のマスクング箇所は、できるだけ原文の長さに合わせたものである。また、翻訳中の法令表記についても原文のままである。

(xiv) Department of Justice, White Paper, Lawfulness of a Lethal Operation Directed Against a U.S. Citizen Who Is a Senior Operational Leader of Al-Qa'ida or an Associated Force (Nov. 8, 2011), *transcribed in* JAFFER, *supra* note ii, at 167-189. この邦訳については、拙訳「アメリカ国籍をもつ個人への『標的殺害 (targeted killings)』作戦を合法とする法的根拠を示したアメリカ司法省白書について」『愛知大学法学部法経論集』第224・225合併号(2020年)177頁以下。

(xv) Lesley Wexler, *Litigating the Long War on Terror: The Role of Al-Aulaqi v. Obama*, 9 LOYALA U. CHI. INT'L L. REV. 159, 176 (2011).

テロリストの標的に対するアメリカの直接行動 に関する原則、基準、及び手続

直接行動⁽¹⁾は、アメリカ政府による対テロ戦略の中でも重要な構成要素である。アメリカは、近年のテロリストによる脅威の展開、わけてもイスラム国 (Islamic State of Iraq and Syria: ISIS) や地球規模でのアルカイダのネットワークの拡散に後れをとらないように直接行動の適用に関する政策を更新しなければならない。これらの難局に対処するためには、適切な関連省庁の長官に対し、海外に所在する適法なテロリストの標的に対して直接行動をとることを含む、テロリストによる脅威をくじくために関連する法的権能を行使することを授権する新たな指針の策定を必要とする。その一方で、直接行動の行使は、アメリカの国家的価値と国際法に対する尊重を反映する方法でもって常に適用されることが確認されるものでなければならない。

以下の政策指針は、アメリカの国家的価値、利益、並びに法に従って対テロ作戦を遂行することへのコミットメントを明らかにする一方で、海外で実効的に対テロ直接行動作戦を遂行するのに必要な柔軟性をアメリカ政府に対して提供するものである。この政策指針は、これらの作戦がより広がりをもったアメリカの目的を支援することを確認するためにそのような作戦を適切に審査し、またそれらの作戦が行われる地域においてしばしば複雑な傾向にある政治的動態を検討するためのプロセスの概略を示すものである。

現在軍事力を行使するためのアメリカ大統領の主要な権能には、最高司令官並びに執行府の長としての合衆国憲法上の権限、2001年9月18日の武力行使

(1) 直接行動とは、アメリカが行う殺傷力の行使もしくは捕捉作戦のことであり、アメリカ軍もしくは外国の同盟軍に対する部隊防護 (unit self-defense) の際に行われる殺傷行動には適用されない。それについては、さらなる政策上の審査並びに法的な審査を必要とするものとする。

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

授權決議⁽²⁾，そして2002年対イラク軍事力行使授權決議⁽³⁾が含まれる。アメリカは，対テロ直接行動作戦が，必要性，識別性，均衡性，そして人道性という武力紛争法の中核的な諸原則に従って遂行されるということを確認し続けることになるであろう。一般住民を保護するために，多くの場合アメリカは，武力紛争法が求める以上の基準を自らに課している。

この指針は，この文書の脚注(7)で特に言及した場合を除いて，対テロ直接行動が海外で遂行される場合には必ず適用されるし，「アメリカの領域外及び現に敵対行為が進行している地域外においてテロリストの標的に対する直接行動を承認するための手続」というタイトルの2013年5月22日の大統領政策指針 (Presidential Policy Guidance: PPG)，及び PPG に基づき大統領が承認したすべての補足的な指針に取って代わるものとなるであろう。この指針は，限定テロ対策安全保障グループ⁽⁴⁾ (Restricted Counterterrorism Security Group: RCSG) が毎年審査を行うであろう。国家安全保障大統領覚書第4号 (National Security Presidential Memorandum: NSPM-4) もしくはあらゆる後継文書で定められた副長官委員会及び長官委員会は，今後なされるこの政策指針のあらゆる修正について，大統領に対し勧告するかどうかを検討するであろう。

第1節 アメリカの領域外に所在するテロリストの標的に対する直接行動についての諸原則

アメリカの領域外に所在するテロリストの標的に対する直接行動を遂行する

(2) Public Law 107-40.

(3) Public Law 107-243.

(4) RCSG は，国家安全保障会議スタッフのテロ対策局長が議長を行い，次の省庁を含むものとする。すなわち，副大統領事務局，國務省，財務省，国防総省，司法省，国土安全保障省 (DHS)，XXXXXXXXXX，XXXXXXXXXX，中央情報局 (CIA)，統合参謀本部 (JCS)，XXXXXXXXXX，国家テロ対策センター，そして国家情報長官事務局 (ODNI) である。議長は，適切な場合，RCSG の会合に参加する関連省庁の代表を追加して招請することができる。

アメリカの能力にとっての持続可能性，正当性，並びに信頼性は，以下のことが実行できるかどうかにかかっている。それは，アメリカの行動が適用可能な国内法及び国際法に従ったものであるということを確認し，一般市民に対する被害を最小化し，そして説明責任を促進するということである。アメリカの対テロ直接行動作戦の主要な原則は，以下の通りである。

A. 直接行動は，アメリカの国家安全保障上の利益を促進するものでなければならない

直接行動作戦を遂行するかどうか，もしくはどのようにして遂行するかについての決定は，インテリジェンスコミュニティによる分析を経て，関連省庁によって通知されるであろう⁽⁵⁾。

B. 直接行動は，そのような行動をとる 遂行されなければならない

さらに，武力紛争法は，アメリカが海外で武力を行使する方法に対して重要な制約を課している。

C. 直接行動は，非戦闘員の被害を回避するために識別力をもちかつ正確なものとなるであろう

このことは，国家としてのわが国の価値と合致し，そして他国の武力行使に対して手

(5)

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

本を示す。アメリカは、政策問題として多くの場合武力紛争法が求めている以上の制約を用いながら、対テロ作戦において非戦闘員に対し被害が及ぶ可能性を縮減するために特別な対応を行っている。

D. [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

E. 直接行動は、実行可能な場合にはいつでも、 [REDACTED]
[REDACTED]行われなければならない
ないし、また適用可能な国内法及び国際法に従ったものでなければならない
アメリカが直接行動を遂行することは [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

F. テロリストの標的を捕捉することは、常に殺傷行動に先んじて選択される
捕捉作戦は、意味のあるインテリジェンスの収集にとってはより有効な機会を提供する。直接行動を遂行する関連省庁は、個人の捕捉が個別のリスク分析に基づいて実行可能かどうかを決定するであろう。アメリカの安全保障上の利益、適用可能な法、及びアメリカの政策に従った第三国での拘禁という選択肢は、直接行動の過程で捕捉された被拘禁者に対してまずはとられなければならない。第三国への移送が実行可能なものではなく、またアメリカの安全保障上の利益、適用可能な法、及びアメリカの政策に一致しない場合、アメリカが捕捉した個人もしくはその他の方法で収監した個人に対して長期にわたる処遇を

選択するということは、司法裁判所での訴追か、もしくは利用可能かつ適切な場合には、軍事委員会での訴追ということになるであろう。

G. テロリストの標的に対する殺傷行動は、その脅威に対して有効に対処するための合理的な代替策が他に存在しない場合に限って用いられるであろう

アメリカの直接行動は、適法に標的とされるテロリストの標的であって、個別にであれより広範な作戦の一環としてであれ、その殲滅がテログループの提起する脅威に対処するアメリカの取り組みにとっては合理的に必要なと評価されるテロリストの標的に対してのみ行われるものでなければならない。

第2節 アメリカの領域外に所在するテロリストの標的に対する直接行動の政策基準

A. テロリストの標的⁽⁶⁾に対する直接行動は、以下のテログループに限定して遂行されるであろう。すなわち、(1)アメリカが適法に武力を行使できるテログループ、そして(2)アメリカに対して行われている敵対行為に従事し、もしくはアメリカに対して継続的で差し迫った脅威を提起するテログループである。

B. 直接行動は、当該行動の対象とされる標的が、標的となる場所に所在する
[REDACTED] されなければならない。

C. アメリカは、合理的に利用可能なすべての情報及び実証手段を用いて、非戦闘員が作戦の過程で傷つけられもしくは殺害されないことがほぼ確実である

(6) 「テロリストの標的」という文言には、戦闘員及びその他の適法な軍事目標が含まれる。それらは、性質上、その位置、その目的、もしくはその利用が軍事行動にとり効果的に作用するものであって、その時点を左右する状況の中で、その完全なもしくは一部の破壊、捕捉もしくは制圧が明確な軍事的優位をもたらすような対象である。この基準を満たす「テロリストの標的」の例は、即席的に作られた爆発装置を搬送する有人もしくは無人航空機や爆薬貯蔵施設である。

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

ことを確証するために、特別な措置を講じ続けるであろう。

D. 関連省庁は、適切な場合には、非戦闘員の被害もしくは付随的損害に関するあらゆる請求に対して事実に基づいた対応を行う姿勢をややみせるように、作戦後の独立した分析を行うであろう。

E. 本節の諸規定に対する変更は、適用可能な国内法及び国際法に基づき、この指針の第3節で示された提案手続に従って必要な場合に行うことができる。

第3節 アメリカの領域外に所在するテロリストの標的に対して直接行動を遂行する提案を検討するための手続

A. テロリストの標的に対して直接行動を遂行する作戦を行う機関の長官は、
直接行動を遂行する提案を国家安全保障会議スタッフに提出するであろう⁽⁷⁾。作戦上の原則と呼ばれるこれらの提案は、以下の事項を必然的に伴うことになるであろう。例えば、

- ・アメリカの直接行動の過程で行われる永続的な軍事作戦について
- ・特定の標的もしくはそれぞれの特定の標的に対して行われる期間が限定されたアメリカの作戦について

(7) 作戦を行う諸機関は、
直接行動を遂行するための作戦上の原則案を国家安全保障会議スタッフに提出し、
そして2017年12月14日までに承認を確保するであろう。作戦を行う諸機関は、個別にもしくは共同で、作戦上の原則案を国家安全保障会議スタッフに提出するものとする。その提案に対する承認に基づき、この指針の第3節に従って、これらの提案が、
直接行動を遂行するためのあらゆる現行の様々な権限の委任並びにPPGに基づく作戦計画に替わるものとなる。関連省庁が、これらの案を2017年12月14日までに承認されるよう十分な時間をもって提出することが見込まれる一方、大統領は、期限の延長を承認することができる。

- ・ [REDACTED] 直接行動
を遂行するアメリカの部隊について

B. 直接行動に関する作戦上の原則を [REDACTED] に対して提出するに先立ち、関連省庁は、作戦上の原則案の中でもしくは作戦上の原則案に対する機関相互間での審査において特に言及された [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

C. それぞれの作戦上の原則は、提案された行動が適法でありかつ適用可能な国内法及び国際法に従って遂行されることを確認するために、作戦上の原則を提出する関連省庁の法務顧問による法的審査を受けなければならない。法務顧問は、その次に審査を行い、適切な場合作戦上の原則案に対する機関相互間の法的審査を簡易化する国家安全保障会議法律顧問に対して、自らの法的分析を付託するであろう⁽⁸⁾。

D. 提案されたそれぞれの作戦上の原則には、補遺Aに明示されたすべての事項が含まれるものとする。これらの原則は、RCSGの関係者と協同した国家安全保障会議テロ対策局長の要請に応じて更新することができる。

E. 大統領による承認は、以下の場合、常に必要とされる。すなわち、(1)提案された直接行動が標的とするテログループが、まだ直接行動の対象として承認されたことのない場合、(2)対テロ直接行動が、 [REDACTED]、もしくは(3)直接行動の提案が、 [REDACTED]

(8) アメリカ国籍をもつ個人に対して行われる可能性がある直接行動について検討するにあたり、司法省は、そのような行動がアメリカ国内法並びに合衆国憲法に一致したものであるということを確認するための法的分析を行わなければならない。

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

■■■■■をもたらずであろう■■■■■を目的とする場合である。作戦上の原則案は、決定を行う大統領に対して付託されるに先立ち、RCSG並びに適切な関連省庁の副長官及び長官による審査を経るであろう⁽⁹⁾。

F. 大統領による承認を必要としない場合、RCSGは、機関相互間で意見の不一致がないときには作戦上の原則案を審査し、副長官に対して最終的な同意を求める勧告を行うであろう。機関相互間において意見が一致しない場合には、NSPM-4の手続を経て格上げして検討を行うであろう。承認された一連の作戦上の原則に対する修正案は、必要に応じて機関相互間の審査に対し情報を与えるために、国家安全保障会議スタッフに対して提出されるであろう。

G. 直接行動を遂行するための作戦上の原則案に対する機関相互間の審査は、適切と思われるあらゆる事項と共に、以下の主要な考慮要素を評価しなければならない。すなわち、提案された行動の政策目的にとってのコストと利益、提案された直接行動が遂行されない場合のリスク、提案された行動に参加するアメリカの兵員に対するリスク■■■■■
■■■■■提案された行動がもたらしうる外交政策上のインプリケーション、提案された行動がどれほどアメリカの地域的な利益及び国際的な利益と密接にかかわっているか、そして■■■■■
■■■■■提案された行動である。国家テロ対策センター (National Counterterrorism Center) は、可能な場合、機関相互間の審査を通知するためにインテリジェンスコミュニティの評価を調整するであろう。

(9) 必要に応じて、この指針に従った直接行動の提案は、適切な場合には、RCSGのメンバー、関連省庁の副長官、及び長官が審査することになるであろうし、■■■■■
■■■■■
■■■■■。

H. 作戦上生じる不一致は、

NSPM-4の手続を通じて対処されるものとする。

第4節 アメリカが拘束した個人の処遇を検討するための手続

A. 関連省庁は、個別に、もしくは第3節に基づくテロ容疑者を捕捉するための作戦上の原則案と一緒に、海外でのアメリカによる対テロ直接行動作戦の中で捕捉された個人の処遇を決定するための案を、国家安全保障会議スタッフに対し提出するものとする。これらの手続は、以下の事項に対しては適用されない。すなわち、(1)

(2)司法裁判所での訴追目的でアメリカの法執行機関が行う引き渡しもしくは移送、(3)外国政府に対して容疑者の逮捕、捕捉、拘禁、またはその他の方法による収監を求めるアメリカ政府の要請（法執行機関によるものであるかどうかを問わない）、または(4)外国政府に対しテロ容疑者の捕捉を可能とするインテリジェンス、訓練、資金、助言、設備、もしくはその他の適法な支援をアメリカ政府が提供すること。国家安全保障会議法律顧問は、本節に基づくすべての提案を審査し、適切な場合には、機関相互間の法的審査を簡易化するのであろう。

B. 長期にわたる処遇についての提案には、補遺Bに明示されたすべての事項が含まれるものとする。それは、RCSGの関係者との協同の下に、国家安全保障会議のテロ対策局長の要請に応じて更新されるものとする。

C. 長期にわたる処遇についての提案は、すべての選択肢が適切に検討され相互にぶつかり合わないことを確証し、また提案された選択肢が最もアメリカの利益にかなうことを確証するために、RCSGによる審査を受けることになるであろう。長期にわたる処遇についての提案を執行する責任を負う関連省庁は、

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

RCSG の審査に対し情報を与えるために法的評価を準備することになるであろう。あらゆる機関相互間の不一致は、長期にわたる処遇の提案が履行されるに先立ち、NSPM-4の手続を通じて解決するために格上げして検討が行われることになるであろう。

第5節 行動後の報告のための手続

A. 承認された対テロ直接行動作戦もしくは軍事行動が終結してから14日以内に、または当該作戦もしくは軍事行動が再び承認を受けるための検討段階にある場合、

は、書面で以下の事項を国家安全保障会議スタッフに対し準備するものとする。

1. 承認された作戦上の原則に基づいて行われる作戦についての記載、
2. 当該作戦がその目的を達成したかどうかに関する評価、
3. 当該作戦によって生じたすべての付随的損害についての記載、そして、
- 4.

B. 国家安全保障会議スタッフは、適切な場合、この指針の第3節に基づく審査に参加する関連省庁がこの情報を利用できるようにするものとする。

第6節 総則

A. この指針は、アメリカ、その省庁、もしくは団体、その職員、被用者、もしくは代理人、またはその他あらゆる個人に敵対するすべての当事者が、コンロー上もしくはエクイティ上執行可能ないかなる権利もしくは利益も、実体的なものであれ手続的なものであれ創設しようとし、また創設するものではない。

B. この指針は、最高司令官並びに執行府の長としての大統領の憲法上の権限だけでなく、外交問題に関する大統領の憲法上の権限、または制定法で定められた大統領のいかなる権限をも制約もしくは修正しようとし、また制約もしくは修正するものではない。この権限には、この指針と一致しない行動を授権する特別な権限が含まれる。

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

補遺 A

「テロリストの標的に対するアメリカの直接行動に関する原則、基準、及び手続」第3節で示したように、テロリストの標的に対する直接行動を遂行する ██████████ は、個別にもしくは共同で、作戦上の原則と呼ばれる ██████████ 直接行動を遂行するための計画案を国家安全保障会議スタッフに提出することになるであろう。国家安全保障会議スタッフは、第3節で示した必要な機関相互間での審査を簡易化することになるであろう。直接行動を遂行するためのそれぞれの作戦上の原則には、少なくとも以下の事項が含まれるものとする。

1. ██████████
██████████
██████████
██████████
2. 直接行動によって達成されるべき目的,
3. 直接行動の対象となる標的もしくは一連の標的とされる候補、並びに根拠となるインテリジェンス⁽¹⁾、提案される直接行動作戦の態様及びその承認に関連する委任のレベル、提案される直接行動作戦がどれほどの速度で遂行されるか、 ██████████
██████████

(1) 計画案では、特定された重要度の高いテロリスト (identified high-value terrorist targets: HVTs) の標的とその他の標的を区別する必要はなく、 ██████████ ██████████。 ██████████ 直接行動は、作戦の法的根拠を確認するように、もしくはこの計画案が ██████████ ██████████ ██████████ ことを立証するように、作戦上の目的もしくはその他の目的に従って、個別的にであれ共同してであれ HVTs を特定することを求めるものとする。

4. 直接行動作戦に関する国内法上及び国際法上の根拠,
5. 適用されるリソースの効率性及び実効性を最大化するために [REDACTED]
[REDACTED] 関
連省庁間での協同及び協力の性質と方式に関する記載,
6. 直接行動を遂行するのに要する承認の期間, 及び必要な場合には, この承認を審査するための期間に関するすべての計画,
7. 適用可能な場合に限り, 当該作戦で捕捉された個人に関する処遇計画案,
8. すべての作戦が, 武力紛争法の中核的な諸原則を含む適用可能な国内法並びに国際法に従って遂行されることを前提とした, この指針に示された原則並びに政策基準からのずれ (variations) に関するあらゆる想定, 及びそれらのずれを正当化するための事由,
9. [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] を目的とする手続, 及び適用可能な場合には, [REDACTED]
[REDACTED] との取
り組みに関する戦略上の調整を確証する [REDACTED] のための規定, そし
て,
10. 関連する作戦について国家安全保障会議スタッフと適切な連邦議会議員に
対して通知するための規定, 及び関連する作戦について広報を行う上での態勢
案。

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

補遺 B

「テロリストの標的に対するアメリカの直接行動に関する原則、基準、及び手続」第3節で示したように、[REDACTED] は、個別にもしくは第3節に基づきテロ容疑者を捕捉する提案と一緒に、海外でのアメリカの直接行動作戦の中でアメリカ政府に捕捉された個人の処遇を決定するための提案を国家安全保障会議スタッフに提出することになるであろう。国家安全保障会議スタッフは、第3節に示された必要な機関相互間での審査を簡易化することになるであろう。長期にわたる処遇に関するそれぞれの提案には、少なくとも以下の事項が含まれるものとする。

1. [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
2. [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
3. 適用可能な場合、想定される短期の処遇及び長期にわたる処遇、及びアメリカ政府が収監を行うための適用可能な法的権能を内容に含む処遇計画案、
4. 訴追という選択肢もしくは訴訟上のリスクに関する評価、
5. すべての外国が訴追を行う場合の利益、及び処遇という選択肢が第三国との協調並びにアメリカの外交関係に対して与えるあらゆる影響を内容に含む、すべての関連する第三国についての考慮事項、そして、
6. [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]